

令和5年度 所定疾患施設療養費の算定状況

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
人数	12	8	19	15	15	15	13	7	10	28	16	9	167
日数	69	58	121	95	80	105	67	53	49	177	77	71	1022

令和6年度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
人数	10	14	17	12	14	12	15	12	11	9	11	15	152
日数	56	66	79	50	74	59	67	56	54	40	34	62	697

① 対象の入所者は次のいずれかに該当するものであること。

・肺炎の者・尿路感染症の者・帯状疱疹の者（抗ウイルス剤の点滴注射を必要とする者に限る）・慢性心不全増悪

※入所者に対し、投薬、検査、注射、処置等を行ったときに算定する。

※同一の入所者について1月に1回、連続する10日を限度として算定する。

※緊急時施設療養費を算定した日には算定しない。

②診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診察録に記載しておくこと。

③請求に際して、診断、行った検査、治療内容等を記載すること。

④当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。

公表に当たっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により、毎年度の当該加算の算定状況を報告すること。